

## 第9回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月26日（月）午前9時31分から9時55分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

### 3. 出席委員

会長	12番	石堂	かよ子		
会長職務代理者	11番	西田	三郎		
農業委員	1番	高田	真盛	2番	牛野 進一郎
	3番	久保田	力雄	4番	砂坂 浩一郎
	6番	寺内	秀昭	7番	河野 律雄
	8番	古市	道則	9番	中畠 一三
	10番	中之藪	堅二郎		

#### 農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	崎田	善昭	ロ.	向井	克巳
ハ.	中園	廣行	ニ.	中峯	哲義
ホ.	片板	大作	ヘ.	原田	晃生
ト.	小脇	尚武			

### 4. 欠席委員

農業委員	5番	小山	幸良
------	----	----	----

#### 農地利用最適化推進委員（順不同）

チ.	雨田	俊孝
----	----	----

### 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和3年度第9号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第2条第1項の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について

報告案件 農用地等の利用権の合意解約について

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田 直樹
農地振興係長	戸川 修一郎
農地振興係	中村 陽星
農地集積支援員	牛野 学

## 7. 会議の概要

- 事務局 開会前に、「欠席の届」が出ていますので報告します。  
議席番号5番 小山幸良委員、農地利用最適化推進委員 雨田俊孝推進委員です。  
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。
- 議長 ただいまから、第9回 農業委員会定例総会を開会いたします。  
議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。  
（「はい。」の声あり。）
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号8番 古市道則委員、9番 中畠一三委員を指名します。
- 議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和3年度第9号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。
- 議長 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします、戸川係長。  
事務局 2ページをお開きください。議案第1号は農用地利用集積計画の承認について、令和3年4月30日を公告日とする農用地利用集積計画、賃借権2件と農地売買事業による所有権移転1件を定めたいので承認を求め  
るものです。  
資料は3ページをご覧ください。基盤法による利用権設定総括表です。期間の始期を令和3年5月1日から令和8年4月30日の5年間を終期とするもので地目は畑、面積合計●●㎡の2件となっています。  
それでは資料は4ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。  
番号は1番、利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 A・87歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 B・34歳、経営面積は、●●㎡。申請地は〇〇字△△××番で現況地目は畑、面積は●●㎡、もう1筆が××番、地目は畑で、面積は●●㎡。2筆の面積の合計は●●㎡。安納芋の作付けを行い、賃借料は10アール当り1万円、期間5年の新規設定で支払方法は口座振込みです。図面を5ページに添付しています。  
次に2番です。利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 C・60歳です。利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 D・37歳、

経営面積は、●●㎡。申請地は〇〇字△△××番、地目は畑で、面積は●●㎡。賃借料は 10 アール当り 1 万円でサトウキビの作付けを行い、期間 10 年の新規設定です。図面は 6 ページに添付しておりますのでご確認をお願いいたします。

7 ページをご覧ください。農地中間管理事業による所有権移転です。

公告年月日は今月末の 30 日、引き渡し時期は 7 月 12 日を予定しております。8 ページをお開きください。譲渡人は、公益財団法人鹿児島県地域振興公社で、譲受人は〇〇××番地 E です。12 月の総会で F から公益財団法人鹿児島県地域振興公社へ、公社の買受という形で所有権移転した土地ですが、今回は地域振興公社から E への売渡しです。

土地の所在は〇〇字△△××番・同字××番、同じく××番です。地目は田で 3 筆、合計面積は●●㎡で、WCS を作付けします。売渡金額は〇〇円です。

9 ページには地域振興公社に提出する計画書があるのでお目通しください。なお、10 ページに図面を添付しておりますのでお目通しください。

賃借権または所有権を取得する者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第 1 号の農用地利用集積計画について承認を求めます。説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。  
議案第 1 号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、譲渡人：G、譲受人：H 外 4 件を議題にします。  
それでは、事務局より議案第 2 号の説明をお願いいたします、中村主事補。

事務局 資料 11 ページをお開きください。  
議案第 2 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が 5 件です。  
整理番号 1 番から資料を読み上げます。  
整理番号 1 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 G。  
譲受人が、中種子町〇〇××番地 H です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、13ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は18ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 I。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Jです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は田、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、14ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は23ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 K。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Lです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は田、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、15ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は28ページから添付しています。

整理番号4番。譲渡人が、鹿児島県出水市〇〇××番地 M。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Nです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

その他同字1筆含み地積合計が●●㎡となります。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、16ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は33ページから添付しています。

整理番号5番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 O。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Pです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、17ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は38ページから添付しています。

以上5件につきましては、4月9日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番、3番、4番、10番委員。

10番委員

先ず整理番号1番のGさんからHさんへの3条申請であります。これは前回のGさんとQさんの案件に関連があります。GさんとHさんには親戚関係ではありませんが、Hさんは前回5条申請を出されたQさんの義理の父親でありまして、今回その宅地に面した土地をHさんが購入して、安納芋を作りたいということでありました。少ない面積でありますけれど、作付けをやりたいということですのでよろしく願います。

整理番号3番。KさんからLさんへの件ですが、KさんとLさんも親類関係ではありませんが、売買の方はLさんの父親であるRさんと以前に済んでいたようで、今回所有権移転を申請した訳であります。それでこの土地には牧草を作付けしたいということでした。

整理番号4番。MさんからNさんへの件ですが、NさんとMさんの関係も他人なんですけど、MさんとNさんのお父さんが親しくされておりました。Nさんのお父さんは亡くなったんですけど、それからも親交を深めておりました。今回MさんからNさんに、是非この畑を譲りたいということでもあります。現在この畑はSさんがサトウキビを作っておりました。Sさんがサトウキビを廃耕してから、でん粉芋か安納芋を作りたいということです。以上です。

議長  
9番委員

整理番号2番、9番委員。

整理番号2番。3条申請であります。共に〇〇区域でございまして、Iさんが手入れをしている〇〇の田でございまして、現況は畑となっております。Jさんはここ数年間、地元へ帰省して農作業をして雇用を増やしたいという意向がございまして、今やっておりますのがハウス栽培、露地栽培のスナップエンドウやドラゴンフルーツ等の栽培をしております。今回取得する土地は対価として10アール当り50万円、これからは農業を進めていきたいということでございまして、よろしく願います。以上です。

議長  
口推進委員

はい。現地調査の折りに口推進委員にも出席していただいております。口推進委員、何かご意見ありませんか。

Jさんの方ですけども、数年前から〇〇に貢献しようということで、そういう考えをお持ちであるために、これからは農業を推進し、精力的に活動される方だと思いますのでよろしく願います。これはとても良いことでこれからの少子高齢化時代にあって、農業後継者が年々少なくなり耕作放棄地も多くなっている状況を少しでも解消しようという考えではないかと私自身思っていることでもあります。以上です。

議長

ありがとうございました。

整理番号5番については、私の方より説明いたします。

12番委員

譲渡人のOさんと譲受人のPさんですけども、Oさんの娘さんの家が

あるんですけども、この家をPさんの息子さんが購入いたしました。その家に付いている畑ということで、地元の言葉でいわゆる園畑でございます。今は引っ越したばかりで、現在畑には何も作っていないんですけど、野菜を作ったり果樹を作ったりとかで活用したいとのことです。息子さんの名前で農地が買えないために、お母さんのPさんの名前で購入したということでございます。今度は野菜を作るという約束をしてくれました。以上です。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農地法第2条第1項の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について、申請人:Tを議題にします。

それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いいたします、中村主事補。

事務局 資料43ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第2条第1項の規定にある農地でない旨の証明について審査を求めるもので、1件となります。

整理番号1番。申請人及び所有者は、鹿児島市下荒田〇丁目〇番〇号T。

土地の所在は、〇〇字△△××番。登記及び農地台帳上の地目は田、現況は駐車場。地積は●●㎡です。

変更年月日については平成元年頃です。

現況といたしまして、『平成元年以前より耕作をしておらず駐車場として利用されています。』とのことです。

参考資料は44ページから添付しています。

以上の内容につきましては、4月9日の現地調査において、相違ないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします、10番委員。

10番委員 ここにつきましては現地を確認したところ、既に耕作されてはいなくて駐車場として利用している状況でありまして、今回非農地証明を申請した

ところであります。何ら問題はないものと思います。よろしく願いします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議長 報告案件に移ります。農用地等の利用権の合意解約について、事務局より報告をお願いいたします、戸川係長。

事務局 資料は48ページをお開きください。

農用地等の利用権の合意解約について、ご覧の通り農用地等の利用権の合意解約申出書が提出され、合意解約がなされたので報告するものです。

1番から3番は平成29年12月28日付公告の利用権設定の一部解約で、4番は平成28年11月30日付け公告の一部解約、最後5番は平成26年3月31日付け公告の一部解約となっております。次のページに詳細を記載してあるのでご覧ください。

1番、貸人はU・92歳、借人はV。2番は貸人がW・53歳と借人がV。3番は貸人がXと借人がVで先月も報告しましたが、解約理由はいずれも借人が農業を辞めるからということで、Vさんは既に〇〇に移住しています。

次に4番はYとZの合意解約です。土地の所在は〇〇字△△ 外1筆、面積合計●●㎡で、合意解約の理由は解約後に当該農地を息子に譲る為とのことです。

最後5番はa・86歳とb・43歳の合意解約で、土地の所在は〇〇字△△に2筆、貸人の都合による解約となっております。以上、合意解約について報告をしました。よろしく願いします。

議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

因みに5番の農地については、現在次の賃借人が決まりましたので、後は書類を作成するばかりとなっております。ご報告です。

他に質疑はございませんか。

議長 質疑がないようですので、報告案件を終わります。

議長 以上で、本日の総会の議案事項・報告事項の全てを終了いたします。